

ポイント8 【策定組織の体系】



策定組織の運営は、全体の共通認識を図る「策定委員会（本体）」と機能と役割に応じた「部会・作業委員会」の2本立てで行う。また、主体性のある策定委員会運営に十分配慮すること。

👉 2本立ての策定組織

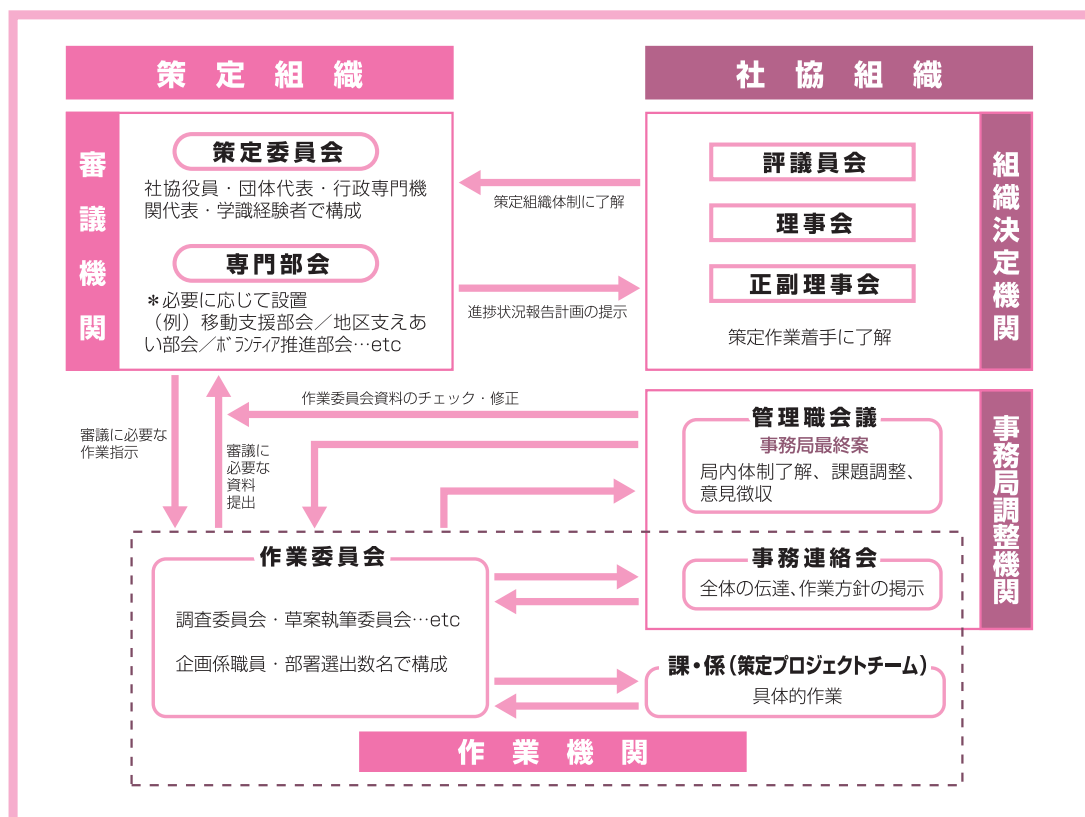
計画策定組織の体系については、全体の共通認識や最終的な討議・審議を図る「策定委員会（本体）」と各生活課題の詳細な検討やニーズ調査・ヒヤリング分析作業等、機能と役割に応じた「部会・作業委員会」の2本立てで行っていくのがポイントです。

👉 委員会の主体性に配慮した社協事務局のフォロー体制

策定委員会（本体）での討議が事務局主導による素案の確認・了承的なもので終始しないよう、部会・作業委員会も含め、主体性をもった委員会運営に留意することが必要です。

計画は本来、策定組織の主体性によって策定され、社協組織へ答申されるべき性格のものです。そのあたりの策定組織と社協組織（事務局）との基本的な関係・スタンスも整理した上で、現状に応じた社協事務局内での策定作業へのフォロー体制の編成が大切なポイントとなります。

【参考】計画策定組織の体系の参考例



ポイント9 【策定委員の人選】



安易な“あて職”的な人選ではなく、地域の生活課題に詳しくかつ問題意識を持った人を選ぶこと。その意味では公募制もひとつのかたち。また、生活に関わる多様な領域の関係者を巻き込んでいくこと。

👉 安易な“あて職”的な人選から、人材重視の人選へ

策定委員会は計画づくりの成否のポイントを握る重要な組織です。よってその人選については、各団体から選出するにしても代表者等役職にのみ固執するのではなく、地域の課題に精通しかつ問題意識を持った、動ける人材を出してもらえるよう、働きかけていくことがポイントです。その意味では、前述した策定準備会（仮称）の段階から適任者の選考に努めていく必要があると言えます。

また、今日の“住民参加”の時代の流れを踏まえ、問題意識を持った人材の確保の手段として、面接・レポート提出を選考基準とした公募制の取り組みも検討していくことも大切なポイントと言えます。

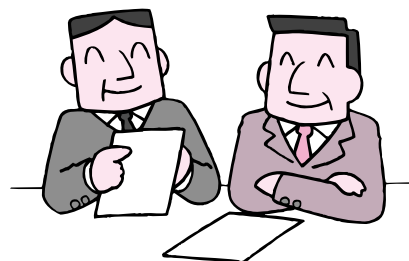
👉 住民生活に関わる多様な関係機関を巻き込んでいく視点

計画づくりが、地域住民の生活課題・ニーズを土台に、その課題解決に向けた地域住民と関係機関・団体の多様な取り組み内容を明記していくものである以上、保健・医療分野は勿論のこと、その他にも地域住民の生活に関わる関係者（自治会・町内会、学校教育関係、農協・生協、交通関係者…etc）も必要に応じて巻き込んでいく視点が必要です。

また中・高校生等の若い世代や地域の主婦層など、幅広い年代層ごとの委員選出もこれから選出基準として考えられるポイントと言えるでしょう。

● 策定組織への参画が想定される関係機関・団体

- ◇福祉関連団体
社会福祉施設・在宅介護支援センター等
- ◇地域の住民福祉団体・地縁組織
自治会・町内会・民生児童委員会・老人クラブ・愛育委員会・栄養改善委員会・青年会・婦人会等
- ◇保健・医療関係機関
病院・保健所・訪問看護ステーション等
- ◇生活関連企業
生協・農協・商工会・バス・タクシー会社・新聞社等
- ◇行政関係機関
市町村行政・公民館・郵便局・警察署・消防署等
- ◇NPO・ボランティア・当事者組織他
NPO団体・ボランティアグループ・当事者組織・学識経験者・福祉系大学の学生等





ポイント10【策定委員会の役割】

策定委員会を単なる承認・決定機関とするのではなく、将来の福祉のまちづくりの構想・ビジョンなど計画の根幹にかかわる部分についての議論と意識統一・共有化の起点としていくこと。

- ▼ 策定委員会（本体）は、多様な住民参加で得られた地域の問題・課題を見据え、計画の基本理念や策定における意義・目的など、計画全体の根幹にかかわる部分についての最終的な承認・決定を行う重要な役割をもった組織です。
- ▼ したがって、策定委員会を単なる承認・決定機関としてではなく、計画を実施していくことで、どのような“福祉のまち”をつくりあげていくのか、いわゆる地域福祉の将来構想・ビジョンについての議論の場としていくとともに、打ち出された構想・ビジョンについて、計画策定・実施にかかわるすべての関係者の間での意識統一・共通認識を図っていく起点として機能させていくことが重要なポイントと言えます。
- ▼ また、策定委員会は、部会・作業委員会で議論され、提案された計画素案を討議し、具体的に承認・決定していく機関であるとともに、計画で決定・承認された内容について、具体的な制度や事業・取り組みへつながっていくよう、行政及び各関係機関へ向けて提言（ソーシャル・アクション）していく役割があることを十分に認識しておく必要があります。

※策定委員会の具体的な役割とは．．．

- ・ 計画内容・素案の承認・決定
- ・ 全体的な策定作業の調整、策定手順や検討内容の決定やその軌道修正
- ・ 行政との調整やこれからであれば地域福祉計画との関連など公民の役割分担の調整

※策定委員会の立上げ準備とは．．．

- ・ 設置要綱の作成
- ・ 策定委員の役割やその協議事項の検討
- ・ 公募制の実施にむけた準備





ポイント11【部会・作業委員会の設置・運営】

専門部会は、高齢・障害・児童等の区分だけではなく、“移動”・“食事”といった地域の生活課題や事業・取り組みごとに設定する視点を持つこと。

👉 生活課題に応じた部会の設置

- ▼ 部会・作業委員会は、地域住民の生活課題をより個別的に把握し、専門的な視点も入れるなかで、その解決へ向けた取り組みを総合的かつ効率・効果的に協議する意味で、機能と役割に応じて設置していくことがポイントです。

その意味で、専門部会の設置は、高齢・障害・児童といった福祉分野ごとの設置だけではなく、生活課題（例：移動・バリアフリー・食事・孤立防止等）ごとや事業分野（ボランティア育成・地区の支えあいの仕組み等）ごとの設置も検討する必要がある。

- ▼ また部会委員の人は、特に個々の生活課題に関わる当事者・関係者やその課題解決を目的に活動しているボランティア・NPO、また専門職・学識経験者等の参画が（策定委員以外にも）必要不可欠であり、またこうした場面設定を通して、さらに幅広い人材の発掘や参画を呼びかけていく視点を持つておくことが重要である。

👉 役割・機能に応じた作業委員会

作業委員会については、例えば、策定委員会（本体）で検討・協議するための各種調査データの作成やその分析報告を行う「調査委員会」（仮称）や計画書の草案づくりを行う「草案執筆委員会」（仮称）等がありますが、いずれにせよ、その役割を明確にした上で、適材適所における人選とより幅広い参画を踏まえ、必要に応じて設置していくのがポイントと言えます。

■【参考】専門部会（作業部会）等の組織編成の一例

